

別 紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
様式目次		様式目次	
様式一	利子等の支払調書合計表	様式一	利子等の支払調書合計表
様式二	国外公社債等の利子等の支払調書合計表	様式二	国外公社債等の利子等の支払調書合計表
様式三	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表	様式三	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表
様式四	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表	様式四	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表
様式五	投資信託等の収益の分配の支払調書合計表	様式五	投資信託等の収益の分配の支払調書合計表
様式六	自己の株式の取得等の場合の支払調書合計表	様式六	自己の株式の取得等の場合の支払調書合計表
	.		.
	.		.
	( 省 略 )		( 同 左 )
	.		.
	.		.
様式三十四	特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書合計表	様式三十四	特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書合計表
様式三十五	特定振替国債等に係る支払調書合計表	様式三十五	特定振替国債等に係る支払調書合計表
様式三十六	国外送金等調書合計表	様式三十六	国外送金等調書合計表
様式三十七	先物取引に関する調書合計表	様式三十七	先物取引に関する調書合計表
様式三十八	交付金銭等の支払調書合計表	様式三十八	交付金銭等の支払調書合計表
様式三十九	新株予約権の行使に関する調書合計表	様式三十九	新株予約権の行使に関する調書合計表
様式四十	特定口座年間取引報告書合計表	様式四十	特定口座年間取引報告書合計表
様式四十一	信託受益権の譲渡の対価の支払調書合計表		( 新 設 )

改 正 後	改 正 前
<p>様式 一</p> <p>利子等の支払調書合計表（様式省略）</p> <p>記載要領</p> <p>1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第82条第2項第2号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項、<u>所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項</u>、<u>租税特別措置法第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）第1項から第3項</u>又は<u>租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）</u>の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。</p> <p>2～8（省略）</p>	<p>様式 一</p> <p>利子等の支払調書合計表（同 左）</p> <p>記載要領</p> <p>1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第82条第2項第2号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項、<u>租税特別措置法第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）第1項若しくは第2項</u>又は<u>租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）</u>の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。</p> <p>2～8（同 左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="198 182 285 207">様式 二</p> <p data-bbox="241 268 757 293">国外公社債等の利子等の支払調書合計表（様式省略）</p> <p data-bbox="198 355 285 380">記載要領</p> <p data-bbox="224 399 948 676">1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項、租税特別措置法第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）第1項から第3項又は租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。</p> <p data-bbox="224 695 417 720">2～7（省略）</p>	<p data-bbox="985 182 1072 207">様式 二</p> <p data-bbox="1025 268 1541 293">国外公社債等の利子等の支払調書合計表（同 左）</p> <p data-bbox="985 355 1072 380">記載要領</p> <p data-bbox="1010 399 1734 676">1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項、租税特別措置法第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）第1項若しくは第2項又は租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。</p> <p data-bbox="1010 695 1203 720">2～7（同 左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>様式 三</p> <p>配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表（様式省略）</p> <p>記載要領</p> <p>1～6（省 略）</p> <p>7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項、<u>所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項、租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）若しくは租税特別措置法第9条の5（公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</u></p> <p>8・9（省 略）</p>	<p>様式 三</p> <p>配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表（同 左）</p> <p>記載要領</p> <p>1～6（同 左）</p> <p>7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p>8・9（同 左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式 四</b></p> <p><b>国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表（様式省略）</b></p> <p><b>記載要領</b></p> <p>1～5（省 略）</p> <p>6 「非課税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項、租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、<u>租税特別措置法第9条の5（公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券会社等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）</u>の規定により非課税とされたものについて記載する。</p> <p>7～9（省 略）</p>	<p><b>様式 四</b></p> <p><b>国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表（同 左）</b></p> <p><b>記載要領</b></p> <p>1～5（同 左）</p> <p>6 「非課税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項又は租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定により非課税とされたものについて記載する。</p> <p>7～9（同 左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="198 182 287 207">様式 六</p> <p data-bbox="241 268 799 293">自己の株式の取得等の場合の支払調書合計表（様式省略）</p> <p data-bbox="198 353 287 378">記載要領</p> <p data-bbox="224 396 417 421">1～7（省 略）</p> <p data-bbox="224 439 944 717">8 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項、<u>所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</u></p> <p data-bbox="224 735 417 760">9～11（省 略）</p>	<p data-bbox="985 182 1074 207">様式 六</p> <p data-bbox="1023 268 1586 293">自己の株式の取得等の場合の支払調書合計表（同 左）</p> <p data-bbox="985 353 1074 378">記載要領</p> <p data-bbox="1010 396 1203 421">1～7（同 左）</p> <p data-bbox="1010 439 1731 676">8 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。</p> <p data-bbox="1010 735 1203 760">9～11（同 左）</p>

様式 七

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (OCR 帳票)

F E 0 1 0 1

平成  年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表  
(所得税法施行規則別表 5 (8)、5 (2)3、5 (2)4、5 (2)5、6 (1)及び 6 (2)関係)

提出用

平成 年 月 日提出 住所又は所在地 (〒) 番 号 整理番号  
受付印 (〒) 氏名 氏名 氏名 氏名  
印 名 名 名 名  
者 (〒) 氏名 氏名  
代表者 代表者  
氏名印 氏名印

この調書について応答できる者の所属及び氏名

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (315)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

3 報酬、料金、契約金及び資金の支払調書合計表 (309)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (322)

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

提出期限は平成16年2月2日です。記載についてはご質問は、所轄税務署の資料情報担当までご連絡ください。

(平成税理士  
署名押印  
(電話番号))

様式 七

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (OCR 帳票)

F E 0 1 0 1

平成 15 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表  
(所得税法施行規則別表 5 (8)、5 (2)3、5 (2)4、5 (2)5、6 (1)及び 6 (2)関係)

提出用

平成 年 月 日提出 住所又は所在地 (〒) 番 号 整理番号  
受付印 (〒) 氏名 氏名 氏名 氏名  
印 名 名 名 名  
者 (〒) 氏名 氏名  
代表者 代表者  
氏名印 氏名印

この調書について応答できる者の所属及び氏名

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (315)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

3 報酬、料金、契約金及び資金の支払調書合計表 (309)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (322)

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

提出期限は平成16年2月2日です。記載についてはご質問は、所轄税務署の資料情報担当までご連絡ください。

(平成税理士  
署名押印  
(電話番号))

電 収 <電算機による経理処理> <電算機の種別>  
有 (会社・委託)・無 大型機・パソコン・その他

改 正 後	改 正 前
<p><b>記載要領</b></p> <p>1～3（省 略）</p> <p>4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表</p> <p>(1)～(5)（省 略）</p> <p>(6) 「Aのうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第174条第10号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。</p> <p>(7)（省 略）</p> <p>5・6（省 略）</p> <p>7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の合計表</p> <p>(1)（省 略）</p> <p>(2) 「B Aのうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。</p> <p>なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、そ</p>	<p><b>記載要領</b></p> <p>1～3（同 左）</p> <p>4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表</p> <p>(1)～(5)（同 左）</p> <p>(6) 「Aのうち、旧所得税法第174条第10号及び第11号に規定する内国法人の報酬、料金又は賞金」欄には、次により記載する。</p> <p>旧所得税法とは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）」による改正前の所得税法をいう。</p> <p>イ 「10号該当」欄には、内国法人に対して平成15年1月から3月末までに支払った（平成15年3月末までに支払うべきもので同年4月1日以降に支払ったものを含む。）旧所得税法第174条第10号に規定する芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の支払金額等を記載する。</p> <p>ロ 「11号該当」欄には、内国法人に対して支払った旧所得税法第174条第11号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。</p> <p>(7)（同 左）</p> <p>5・6（同 左）</p> <p>7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の合計表</p> <p>(1)（同 左）</p> <p>(2) 「B Aのうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。</p> <p>なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、そ</p>



改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="262 183 944 251">の支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。</p> <p data-bbox="241 268 397 293">(3) (省 略)</p> <p data-bbox="224 311 376 336">8 (省 略)</p>	<p data-bbox="1049 183 1673 208">の支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ外書きする。</p> <p data-bbox="1027 268 1184 293">(3) (同 左)</p> <p data-bbox="1010 311 1163 336">8 (同 左)</p>

様式 四十一

信託受益権の譲渡の対価の支払調書合計表

平成 年 月 日提出

税務署長 殿

提出者

所在地

フリガナ 名称

フリガナ 代表者 氏名 印

整理番号

電 話 ( )

この調書 について 応 答 できる者 氏名

税務署受付印

処理 収 整理簿登載 事項

支払調書を提出するものの取引件数及び支払金額		支払調書の提出枚数			
種 類	件 数	支 払 金 額	居 住 者 分	非 居 住 者 分	計
金 銭	件	円	枚	枚	枚
有 価 証 券					
金 銭 債 権					
不 動 産					
そ の 他					
計					

(摘要)

(用紙 日本工業規格 A4)

記載要領

- 「支払調書を提出するものの取引件数及び支払金額」欄には、この合計表とともに信託受益権の譲渡の対価の支払調書を提出するものについて、以下の区分（種類）に応じてその取引件数及び支払金額を記載すること。
  - 「金銭」欄には、金銭の信託受益権について記載する。
  - 「有価証券」欄には、有価証券の信託受益権について記載する。
  - 「金銭債権」欄には、金銭債権の信託受益権について記載する。
  - 「不動産」欄には、不動産の信託受益権について記載する。
  - 「その他」欄には、動産、無体財産権、その他の信託受益権について記載する。
- 「支払調書の提出枚数」欄は、この合計表とともに提出する支払調書の枚数を「居住者」と「非居住者」に区分し記載すること。

様式 四十一

(新 設)